

議案第 1 1 2 号

八潮市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例に
ついて

八潮市子ども・子育て支援審議会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、八潮市子ども・子育て支援審議会の所掌事務に乳児等通園支援事業の認可に関する事等を加えたいため、この案を提出するものである。

八潮市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例

八潮市子ども・子育て支援審議会条例（平成２５年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７２条第１項」の次に「及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項」を加える。

第２条を次のように改める。

（所掌事務）

第２条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第７２条第１項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童福祉及び子ども・子育て支援の重要な事項のうち市長が必要と認める事項を処理すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。